

平成29年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成29年6月28日 午前10時00分 開会
午前11時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監兼企画部長	本田知之
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	山岡晋		

6. 会議録署名議員 4番 西川朗 12番 赤井佐太郎

7. 議事日程

日程第1 議第34号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程第2 議第35号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第3 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第40号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第37号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第38号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第43号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第9 議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議第44号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第45号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第46号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第47号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第48号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第49号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第50号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第51号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議第52号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議第53号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議第54号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議第55号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議第56号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議第57号 葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 発議第2号 葛城市議会基本条例の制定について
- 日程第25 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に、市長より追加議案として農業委員会委員の任命同意議案14議案の送付がありました。その取扱いについて、21日の本会議終了後に議会運営委員会が開催され、議事日程、審査方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

14番、西川弥三郎君。

西川弥三郎議会運営委員長 おはようございます。それでは、市長より議第44号から議第57号までの14議案が追加議案として提出されたことを受けまして、去る6月21日、本会議終了後に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

議第44号から議第57号までの14議案の議事日程、審議方法につきましては、本日、各常任委員会へ付託をいたしておりました全ての付託議案の採決終了後、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。この14議案は人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西井議長 お諮りします。

議第44号から議第57号までの14議案についての議案審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告をお願いいたします。

まず、総務建設常任委員長より報告をお願いいたします。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 それでは、皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

去る6月16日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件につきまして、審査の概要をご報告させていただきます。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは現在の状況について、「前回、委員会で説明させていただいた地域振興棟か

ら西側の公園整備事業を進めているところであり、8月中旬ごろには総合評価による一般競争入札を行い、工事施工業者を決定する予定である。」という説明がありました。

委員からは、「この工事が終われば、新道の駅建設事業は完結することになるのか。」という問いがあり、「この工事自体は、平成28年度の繰越し事業であり、今年度は新たな予算は計上していないので、工事の完成をもって新道の駅建設事業については一応完結するものと捉えている。」という答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは事業の進捗状況として、「今年度は用地買収が完了している駅の東側部分の工事を予定しており、現在、東の川の河川工事、東の川というのは元南平整形外科さんの東側の川でございますが、その東の川の河川工事について、県の河川課と協議を行いながら工事概要等について検討を重ねているところである。それらの協議が整い次第、工事着手をしていきたいと考えている。なお、駅の広場部分及び西側部分で未買収となっている用地の交渉についても、できるだけ早く用地取得ができるよう引き続き努力をしてみたい。」このような答弁がございました。

委員からは、「合併特例債の期限である平成31年度末までに事業を完結するためには、用地交渉について結論を出す最終的な期限が差し迫っているのではないか。」という問いがあり、「用地交渉がまとまるよう最大限努力を行った上で、交渉の結論に至らなかった場合のことも含め、7月末までには一定の決断を下したいと考えている。工事期間等を逆算すれば日程的に厳しい部分はあるが、平成31年度末までに事業が完結できるよう、工夫できるところがないかということもあわせて模索しながら、努力をしてみたい。」という答弁がありました。

続いて、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ、報告すべき事項はないということがございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは公共バスの平成28年度の運行実績について報告があり、「昨年度における1日当たりの平均利用者数は、環状線ルートでは内回り、外回り合わせて89.66人。ミニバスルートについては、6ルート合わせて46.44人であった。また、道の駅かつらぎにバス停を新設することに伴い、11月3日よりダイヤ改正を行ったが、改正前の期間と改正後の期間におけるそれぞれの実績を比較すると、1日当たりの平均利用者数は、改正後の方が若干減少しているという状況であった。今後これらの運行実績を踏まえ、地域公共交通活性化協議会も開催しながら、これらの公共交通のあり方について協議をしてみたい。」という説明がございました。

委員からは、「ダイヤ改正に利用者数が減少している要因及び大和高田市立病院への公共バスの乗り入れについての協議は、現在どのようになっているのか。」という問いがあり、「利用者の増減については、季節的な変動によるものか、ダイヤ改正の影響なのか年次推移を見ながら、その要因を分析しなければならないと考えている。大和高田市立病院への乗り入れについては、現時点では環状線ルートにおいて葛城税務署前を通過して折り返す方法で、

病院北側のバス停にて乗降することにさせていただいているが、病院の敷地内に直接乗り入れができるよう引き続き大和高田市と協議をしてみたい。」という答弁がありました。

なお、この4つの所管事項については、今後も引き続き進めることにいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管の報告とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 次に、厚生文教常任委員長より報告をお願いいたします。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る6月16日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月23日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要をご報告いたします。

理事者からは事業の進捗状況等についてのご報告がありました。新クリーンセンターについては、「4月から運転を始め、おおむね順調に稼働している。新庄クリーンセンターは3月末に稼働停止し、現在、村本建設株式会社により周囲の飛散防止の養生、周辺環境調査、作業環境調査など、解体に係る準備工事に着手し、工事棟の機械設備から解体を行い、全ての解体撤去は11月に完了する予定である。堆肥化施設については、現在、設計は完了しており、撤去工事が終わり次第発注できるよう、建設に携わる業者の選定準備にかかっているところである。堆肥化施設の概要は、敷地面積5,990平方メートル、建物は工事棟と管理棟を併設し671平方メートルで、堆肥の原材料はネギなどの農業残渣と剪定くずで、年間700トンを見込んでいる。」という報告がありました。

委員からは、「周辺への影響として臭気問題があると思われるが、脱臭槽の効果、性能はどのようなものを考えているのか。また、堆肥化施設などの計画については、地元大字の方々に、どれぐらいの人に理解をいただいているのか。」という問いがあり、「脱臭槽について3段階の工程システムを検討している。まず、空気中のアンモニアを水で落とす機械に通してから、次の脱臭槽内にてアンモニア以外を落とし、その後、チャンバーという機械で上空に吹き上げて脱臭する。しかし、どのようなにおいがどの程度までなくなるかというのは不明な部分もあるが、精査しながら臨機応変に対応してみたい。堆肥化施設などの計画についての説明会は、笛堂区長とも相談しながら、回覧板等にて全戸に周知をしていただき、5月中旬に実施したが、参加者は20名弱であった。」という答弁がありました。

なお、本調査事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西井議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての調査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第34号から日程第5、議第40号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第34号、議第35号、議第36号、議第39号及び議第40号の5議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第34号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、「今回の条例改正の別表の委員については、葛城市が報酬を支払っている全ての委員が記載をしてあるのか。」という問いに対し、「この条例の別表に記載している委員は、地方自治法に規定をする地方公共団体の非常勤の委員のみで、別表に記載のないその他の委員については、報償費として予算を計上し支給をしている。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第35号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑では、「宿泊料についてこれまで甲地方、乙地方の区分にされていたが、今回の改正で統一した理由は。」という問いに対し、「県内12市のうち9市が宿泊地域を統一しており、平均宿泊料が1夜につき1万1,600円となっていることから、今回、1夜につき1万900円に統一をした。」という答弁がありました。また、「今回の条例改正で新たに移転料及び扶養親族ということが規定をされているが、どのようなことを想定しているのか。」という問いに対し、「国やほかの自治体から葛城市への派遣等に伴う移転料、いわゆる引っ越し費用について今まで規定がなかったため、その職員に扶養家族がいる場合についても支給ができるようにするものである。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、「葛城市が他の自治体に派遣をした場合の取扱いについては。」という問いがあり、「葛城市の職員が派遣等などにより生活拠点を移した場合も同様に適用するものである。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、「今回の条例改正は固定資産税の課税標準について地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例による軽減割合を定めるものであるが、その中に都市緑地法に基づくものとはどのようなものなのか。」という問いに対し、「民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備管理するため、市民緑地認定制度を創設し、土地の所有者の協力のもと、NPO法人等が設置管理者として空き地等公園的な空間に整備をした場合に、その固定資産税の課税標準額を3分の2に減額するものである。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、「しあわせの森公園という名称決定までの経緯、公園の所在地番が葛城市太田1300番地となった理由。また、今後の公園管理についてお伺いしたい。」という問いに対し、「公園の名称については、昨年8月末から9月に公募によりホームページ等で募集をし、22通りの名称の応募があり、その後、市内4施設において人気投票を実施した結果、しあわせの森公園に決定をさせていただいた。地番については、この公園は面積も広く、寺口領、太田領にまたがっており、筆数も複数存在しているため、寺口、太田両区長とも相談した結果、公園の入り口部分となる葛城市太田地区の若い地番である1300番地を代表地番とさせていただいた。また、この公園の管理については、県とともに市の担当課で管理をしていく予定となっており、今後の利活用については地元大字と協議をしてみたい。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結します。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第39号の葛城市都市公園条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、昨年オープンした道の駅かつらぎ建設事業の関連事業として推進されてきた、葛城市太田1300番地に設置されるしあわせの森公園5万6,000平米についてであります。本公園が設置されたこの場所は、旧新庄町の時代に新庄商事によって、奈良県が許可した計画高を超えて膨大な建設残土等が持ち込まれ、県に提出されていた造成計画で一番高かった160メートルの標高が196メートル、36メートルも違法に積み上げられ、盛り土量は58万立米にも及び、法面の崩壊やその麓では土圧による資材置き場のアスファルトが隆起し、亀裂が発生するなど、近隣への被害と住民不安が広がり、大きな問題となっていたところであります。

この違法盛り土の山が新道の駅建設予定地の西側上部に位置することから、土砂災害の防止と景観の保全等を目的に、葛城市が競売で4万3,000平米の土地を入手し、奈良県が砂防工事を行い、葛城市が隣接する土地を更に買いまして、2億4,000万円という巨費をかけて吸収源対策公園緑地事業を実施して、しあわせの森公園を整備したものであります。ところが、肝心の違法盛り土の切り下げは、新庄商事と大字太田との間での約束10メートルの切り下げ、あるいは3メートルから5メートル切り下げると市は説明をしていましたが、実際の詳細設計では、公園下段の造成に必要な盛り土量8,660立米にあわせ、上段展望台部分の切り土量は8,700立米程度として、切り下げる計画高は193.4メートルとなっています。

設計上の計画高からしますと、違法に積み上げられた36メートルの盛り土をわずか2.6メートル程度切り下げただけということであります。これでは地元住民の不安や地震による土砂災害等の危険を払拭することはできません。また、設計図書としあわせの森の現状を比較

してみますと、設計図書では計画されていた上段の展望台部分の碎石舗装や土舗装、擬木階段等が工事発注仕様書では削除されています。このままでは雑草が生え茂ることになります。足元が悪く危険であります。八角堂跡地部分のクローバー広場ゾーンのシロツメクサの種子吹きつけも不十分であります。下段の公園部分でも散水栓の設置が削除されています。芝生の維持管理はどうするのでしょうか。

また、道の駅からの景観を配慮して計画されていた東斜面のヤマツツジやキリシマツツジなど3種類1,200本余りの植栽計画も削除され、実施されておりません。土地購入や建物補償に費用がかかり過ぎ、2億4,000万円の予算では足りなかったのでしょうか。あるいは、経費の節減で中止されたのでありましょうか。斜面の草刈り等に費用が年間900万円もかかると説明がありました。5万6,000平米に及ぶ公園全体の維持管理費は、一体どうするのでしょうか。

当初の計画では、道の駅と一体的に維持管理をする、道の駅運営会社に管理を任せる、このように言っておりましたが、結局のところ、市民が負担することになっているのであります。

また、しあわせの森のネーミングも問題であります。公募されたとのことでありますが、現地の状況は、下段の公園部分はともかく、上段の展望台部分は整地されただけで芝生も植栽もなく、雑草が茂り荒涼としています。とてもしあわせの森とは言いがたい現状であります。市民や市外からの来訪者が安心して安全に憩える都市公園として、しあわせの森公園の設置条例への規定は時期尚早であります。林堂公園や西室公園は賛同できるものでありますけれども、一括をして採決ということになりますので、反対せざるを得ないものであります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 ただいま上程されております議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することに賛成の立場で討論させていただきます。

平成28年度中に吸収源対策公園緑地事業により完成した都市公園が、毎年この時期に条例改正され、今年度は3カ所の公園が条例改正により上程されております。都市公園法において地方公共団体が設置する公園には住区基幹公園として従来、児童公園と称した0.25ヘクタールを標準とした街区公園や、住民の緊急避難場所や主な役割である近隣公園や地区公園があります。それ以外には、都市基幹公園として総合公園、運動公園等さまざまな形態の公園が規定されております。

今回の条例改正で提案されている林堂公園や西室公園は、住民の憩いの場所である街区公園として位置づけされた公園であるとは容易に認識することができました。では、しあわせの森公園はどうでしょうか。法律的に位置づけは4ヘクタールを標準とする、いわゆる中央公園と呼ばれるような、地域の人々が利用できる地区公園であると理解させていただきました。しかし、風光明媚な眺めのよい山頂付近の整備状況は、ただ整地をただけの広場で、雑草が生い茂り、花壇やベンチなど何一つなく、小さな東屋1基だけがある。まだまだ公園というのがほど遠いと感じました。

今、道の駅かつらぎの西側において公園整備が進められています。地元出身の私としましては、これらの公園と一体となる利用の仕方や整備を図っていただき、また、道の駅を利用される人や市民の方々が気楽に安心して利用できる、ネーミングどおりのしあわせが感じられる、また、しあわせを与える地区公園となることを切に希望して、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第37号から日程第8、議第43号までの3議案を一括議題といたします。本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第37号、議第38号及び議第43号の3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第37号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、「支給認定書にかわり、支給認定に係る事項を記載した通知書でも代用可能となった経緯について、また、支給認定書にかわる通知書とは具体的にどのようなものか。」という問いに対し、「保育所の入所決定をする際に、まず支給認定書をもって保育の必要性を認定する。その後、保育の必要性、家庭の状況、所得の状況を判定し、入所決定通知書、保育料決定通知書を発行する。保育の必要性を判断するに当たっては二重の事務作業をしていることから、今回は事務処理の簡素化を図った条例改正であり、支給認定書にかわるものとして保育料決定通知書を用いることができる。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第42号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 それでは、ただいま上程をされております議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

質疑では、「総務費、地方創生推進交付金事業費の市内空き家調査等委託料について、調査の内容及び現在の市内の空き家の状況についてお伺いしたい。」という問いに対し、「昨年度に実施した水道使用状況など、机上での簡易な調査結果では、市内の空き家は約250軒と推測いたしており、その建物の現状を確認するための聞き取り調査、また現地確認等を委託するものである。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「調査の結果、取り壊し対策が必要な空き家物件が出てきた場合の対応はどのようにするのか。」という問いがあり、「対策が必要な特定空き家に指定された場合は、所有者、管理者に対し、適正に建物管理をしていただけるよう助言、指導、命令、勧告等の行政指導をすることになる。取り壊しが必要となった場合の除去費用についても、原則、所有者、管理者に負担いただくことになる。それでも対処していただけない場合については、必要な手続をした上で行政代執行をすることになるが、費用については所有者、管理者に請求をすることになる。」という答弁がありました。

また、「電線類地中化検討資料作成業務委託料300万円の内容についてお伺いしたい。」という問いに対し、「平成28年度に電線類を地中化するための路線選定のための業務委託を実施しており、防災面、景観面、費用面からそれぞれ検討した結果、本市においては日本遺産に認定をされました竹内街道を優先路線に選定しているが、電線事業者としては防災面を重視した路線を優先する方針であり、協議が十分整っていないため、本年度に電線事業者との合意を得るために資料作成の費用である。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託をされました関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 引き続きまして、ただいま上程されております議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、「衛生費、塵芥処理費の901万4,000円の臨時雇用賃金の増額内容について伺いたい。」という問いに対し、「新クリーンセンターにおいて、現場作業員3名及び事務職員1名の増員によるものである。4月から稼働する中で、ごみの持ち込みに伴い、分別場所への誘導や、誘導後の仕分け作業等に人員が必要となり、安全作業のためにも増員が必要となった。また、事務職員についてもさまざまな問い合わせの対応、大型ごみなどのリクエスト収集の受け付け業務のサポート、調査や報告事項等庶務の補助のために必要となったものである。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「新クリーンセンターの稼働をするに当たり、作業員がどの程度人数が必要か。当初予算時では想定できなかったのか。」という問いがあり、「新クリーンセンターについて、当初2つのクリーンセンターが1つになることで、人員的には収集業務を行えると想定していた。しかし、実際に運営するに当たり、当初予想し得なかった仕事や問題が発生し、分析の見込みが甘く、その変化に全て対応できる人員配置にはなっていなかったため、今回の補正予算で要求させていただいた。」という答弁がありました。

次に、「小学校費及び中学校費の要保護・準要保護児童援助費、また、要保護・準要保護生徒援助費がそれぞれ87万7,000円、90万円の増額内容となっているについて、同じく特殊教育就学奨励費31万円、17万4,000円の増額内容について伺いたい。」という問いに対し、要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金のそれぞれ小学校、中学校の交付要綱の改正に基づき、本年4月1日より新入学児童・生徒学用品費単価の引き上げに伴うものである。小学校費において、新入学児童・生徒学用品等の単価が、従来は2万470円であったものが4万600円に引き上げられたことにより、87万6,790円が追加となる。また、就学援助制度特殊教育就学奨励費の単価が1万235円であったものを2万300円に引き上げられたことにより、30万9,505円の追加となった。中学校費においても同じく、新入学児童・生徒学用品等単価が2万3,550円を4万7,400円に引き上げられたことにより、89万9,995円の追加。就学援助制度特殊教育就学奨励費単価1万1,775円を2万3,400円に引き上げられたことにより、17万3,360円の追加となったことにより、今回、補正予算として計上させていただいた。」という答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、「要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の改正の要旨について、また、就学前に補助金を支給することについて、今後の所見を伺いたい。」という問いがあり、「改正内容は補助対象者の拡大であり、

市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒に加え、就学困難と認められる就学予定者も対象となった。就学前の補助金支給については、前年度の所得をもって支給するため現状ではできていないが、他市において前々年度の所得を基準に支給されている市もあり、本市においても前々年度の所得を基準にすることによってどのような誤差が生じるのか。また、支給するに当たり、正当性、公平性をいかに確保するのか、今後、研究、検討してまいりたい。」という答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、両委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第44号から日程第23、議第57号までの葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての14議案を一括議題といたします。なお、本14議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本14議案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

中井事務局長 議長の命により議案の朗読を行います。

議第44号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市寺口●●●

氏名 井村邦彦

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第45号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市疋田●●●

氏名 吉田恒弘

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第46号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市柿本●●●

氏名 今面文雄

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第47号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市北花内●●●

氏名 吉川昭裕

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第48号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市加守●●●

氏名 杵岡秀樹

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第49号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市大畑●●●

氏名 木村長晴

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第50号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市當麻●●●

氏名 安川澄良

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第51号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市脇田●●●

氏名 岡田良一

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第52号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市太田●●●

氏名 西川恭功

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第53号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市竹内●●●

氏名 阪口太平

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第54号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新在家●●●

氏名 中川浩邦

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第55号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新村●●●

氏名 岡本美穂

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第56号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市忍海●●●

氏名 河合忠尚

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

最後に、議第57号、葛城市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市林堂●●●

氏名 木原光一

昭和●年●月●日生

平成29年6月28日提出

葛城市長 阿古和彦

以上でございます。

西井議長 本14議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第44号から議第57号までの14議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更されたことに伴うもので、全ての現農業委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、新たに14名の方を農業委員として任命しようとするものでございます。

最初に、議第44号につきましては、井村博彦氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第45号につきましては、吉田恒弘氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第46号につきましては、今面文雄氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第47号につきましては、吉川昭裕氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第48号につきましては、杵岡秀樹氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第49号につきましては、木村長晴氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第50号につきましては、安川澄良氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第51号につきましては、岡田良一氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第52号につきましては、西川恭功氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第53号につきましては、阪口太平氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第54号につきましては、中川浩邦氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第55号につきましては、岡本美穂氏を任命いたしたく提案するものでございます。

次に、議第56号につきましては、河合忠尚氏を任命いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第57号につきましては、木原光一氏を任命いたしたく提案するものでございます。

以上14名の方々につきましては、人格、農業に関する見識ともにすぐれており、最適任者であると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本14議案につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第10、議第44号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第44号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
日程第11、議第45号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第45号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
日程第12、議第46号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第46号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
日程第13、議第47号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第47号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18、議第52号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第52号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第19、議第53号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第53号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第20、議第54号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第54号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第21、議第55号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第55号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22、議第56号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23、議第57号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第24、発議第2号、葛城市議会基本条例の制定についてを議題といたします。
なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案者の説明を求めます。

2番、内野悦子君。

内野議員 ただいま議題となりました発議第2号、葛城市議会基本条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

これまで葛城市議会では、議会活動の更なる充実、強化のため、平成19年9月に議会改革特別委員会を設置し、さまざまな議会改革に取り組みながら、議会基本条例の制定に向け協議を進めてまいりました。そのような中で先進地への視察等も行いながら、私たちの議員としての任期中に条例を制定するという強い思いのもと、平成27年10月からは議会改革特別委員から5名を選出して作業部会を編成し、条例素案の作成に取りかかってまいりました。合計15回の作業部会を開催し、その間、素案作成の進捗状況に合わせて、都度、議会改革特別委員会などの場で議員各位のご意見を聞き、議論を重ねてまいりました。また、平成29年1月から2月にかけて実施いたしましたパブリックコメントや、平成29年5月6日に開催をした市民懇談会の中で、市民の皆様からいただいたさまざまなご意見も踏まえながら、葛城市議会基本条例案として取りまとめたところでございます。

本条例の構成につきましては、前文と全9章からなる本文19条及び附則で構成され、葛城

市議会が市民福祉の向上のため、二元代表制の一翼を担う重大な責務を負っていることを踏まえた上で、市政の意思決定機関として市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会の実現を目指し、議会及び議員の活動原則、市民及び行政との関係、議員間の自由討議の保障、その他議会に関する基本的な事項を議会の最高規範として定めたものとなっております。なお、本条例の施行日につきましては、平成29年11月1日となっております。

最後になりますが、本条例を制定して議会改革が終わるというものではございません。条例を制定してからが本当の始まりであるといえます。本条例を更なる議会改革のスタートと位置づけをし、条例の目的が達成されているかの検証も含め、更なる議会改革活性化に向け、葛城市議会として議員一丸となって取り組んでいく必要があるということを申し添えまして、以上簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、吉村君。

吉村議員 それでは、発議第2号、葛城市議会基本条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

近年、我々地方議会を取り巻く環境につきましては、皆様ご存じのとおり、地方分権による権限委譲の推進により、その地域の意思を決定する機関としての役割がますます重要かつ責任の大きいものとなってきております。そのような中であって、議員提案されております議会基本条例につきましては、議会とは何か、市民のために何をするのかという議会のあり方や役割など、議会に関する基本的な事項について改めて条例化したもので、いわゆる議会における憲法というべきものであると捉えております。この議会基本条例のもと、議会人として求められる責務を果たすべく、議員一人一人が自己の能力を高める努力をするとともに、市民の声に耳を傾けながら、議事機関としての役割を再認識した上で市長等執行機関との議論の更なる充実や新たに条文化した議員間の自由な討議の活用など、言論の府としての特性を生かした議会運営を通して、これまで以上に市民の付託に応えていかなければならないと思うところであります。そのためには、先ほどの提案説明にもございましたように、この条例が制定された後におきましても、必要な見直しを行いながら継続して議会活動を活性化していかなければなりません。

この条例は、葛城市議会にとりまして歴史的な一歩となるものであります。せっかく制定した条例が形骸化してしまわないよう、議員の不断の努力によりまして、これからも議会改革に邁進し続けていく必要があることを述べさせていただきます。葛城市議会基本条例の

制定につきましての私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 発議第2号、葛城市議会基本条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議会基本条例につきましては、平成18年に北海道栗山町議会が全国に先駆けて制定をされました。それから既に11年が経過いたしております。こうした中で、葛城市議会におきましても平成19年に議会改革特別委員会を立ち上げ、議会基本条例制定に向け取り組んだ結果、県内12市の中では、天理市、奈良市、生駒市、桜井市に続いて5番目に上程する運びとなりました。

私は、葛城市議会基本条例の大きな特徴といえることは、地方自治法で認められている政務活動費をあえて条例から外したことだと思っております。また、議員間討議、理事者の反問権など、これまでしたくてもできなかつたことが明文化されました。そして、第8条で規定されている政策の論点等により、今後においてはますます活発な議会が期待できるようになったと思っております。

さらに、第5条で規定をされておる広報機能の充実につきましては、議場や委員会のインターネット中継が、先取りした格好で9月議会から運用される予定だと聞き及んでございます。まだまだ未完成な部分もございますが、この条例が議会の最高規範として、住民自治の根幹をなすものであり更なる議会改革を推進して、開かれた議会を目指して、最終目標は住民福祉の向上、この一言に集約されたものであると確信をしているところでございます。

今回、上程となっております葛城市議会基本条例について、私の決意を述べさせていただきます、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆さん方に一言御礼を申し上げます。

議員の皆様方には16日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段の協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、本日、市民の信託に全力で応えるべく、葛城市議会基本条例が可決されました。今後、我々市議会は議会基本条例に基づき、議会改革を推進するとともに開かれた議会を目指して、議会機能を更に発揮し、議員としての責務を自覚するとともに、謙虚に市民の皆さんの声に耳を傾けながら取り組んでまいり所存でございます。

最後に、各執行機関におかれましては、議員各位からの会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き平成29年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 議会閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月16日に開会されました平成29年第2回葛城市議会定例会は、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。提案いたしました議案につきまして、皆様方には慎重なご審議を賜り、いずれも承認、可決、同意いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

各案件につきまして貴重なご意見をいただきましたことを真摯に受けとめ、今後の葛城市政の更なる発展を目指し、努力してまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。閉会に際しまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西井議長 以上で平成29年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 井 覚

議 会 副 議 長 増 田 順 弘

署 名 議 員 西 川 朗

署 名 議 員 赤 井 佐 太 郎